2026/10/01

【わらべホール利用時の注意】

わらべホールは、だれもが利用できる公立の貸室です。また、施設内には子育てふれあい交流プラザ“元気のもり”の利用者がいることを配慮しながら、ルールを守ってご利用ください。ご不明な点があれば、遠慮なくスタッフにご相談ください。

１　申し込みと手続き

（１）わらべホールの利用申し込みは、元気のもりの開館時（10 時から 18 時まで）に次の要領で受け付けます。
- ●申込期間／利用日の 6 カ月前から利用日の 3 日前まで（原則）
  ＊ただし、6 カ月前の日が休館日の時は、翌日以降の最初の開館日に受け付け
- ●申込方法／公共施設予約システム（2026/7/1 以降）、または来館、電話
- ●受付決定／基本は「先着順」

（２）利用内容等によってはお受けできないことがあります。事前にスタッフにご相談ください。

（３）予約は申し込み受付後、受付日の翌日から 3 日間以内に「利用申請書」等必要書類の提出、書類提出日の翌日から 7 日間以内に備品使用料を除く「利用料金の全額納入」をもって完了します。期限を過ぎても手続きが完了しないときは、予約取り消しとなる場合があるのでご注意ください。
＊ただし、「利用料後納願」の提出も可能です。スタッフにご相談ください。

（４）備品使用料と延長等で生じた追加の利用料金は、利用終了後に精算します。
＊ただし、「利用料後納願」の提出も可能です。スタッフにご相談ください。

２　利用時間

（１）わらべホールの規定の利用時間は「10 時から 18 時利用まで」です。開館直後や閉館直前の出入りには支障があることがありますので、スタッフにご相談ください（元気のもりの開館時間は 10 時から 18 時まで）。

（２）貸出しは、原則として正時（X 時 00 分）単位で行います。利用時間は 60 分単位とします。仕込み、リハーサル、本番等の区分も、60 分単位で算定します。

（３）利用時間は、貸室を占有する「仕込み」「リハーサル」「本番等（後片付けを含む）」のすべての時間です。観覧者等の入場以降は「本番等」になります（公開リハーサルや、準備を観覧者等が行うものは全てが「本番等」に該当）。
また、「本番等」の途中や終わりに仕込みやリハーサルは入りません。

（４）申し込まれた利用時間を延長する場合は、スタッフにお申し出ください。ただし延長できないこともあります。なお、追加の利用料金が発生します。

３　利用料金

（１）わらべホール利用の利用料金は、「北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第 6 条別表第 4」に記載しています。

（２）営利のための展示会等を主たる目的とする場合の利用料金は、規定の額の 20 割となります。詳しくはスタッフにご確認ください。

●展示会や商品説明会（物販がなくても該当）　●物販行為を行うとき　など

●1,000 円を超える入場料等がある催事。「入場料等」とは、催事の観覧や参加のために、主催者が徴収する入場料や参加料、受講料など

（３）サポータールーム利用登録済みの子育て支援団体主催の行事における利用料金は、規定の額の 8 割となります。

（４）仕込みやリハーサルで利用する場合は、規定の利用料金の 5 割となります。

（５）条例に規定するリハーサルとは、「舞台セットなど本番に近い環境で行う練習であり、一利用申請書の中にリハーサルと本番がセットとして組み込まれているもの」を示します。詳細はスタッフにご確認ください。

（６）利用料金の支払方法は、「窓口での現金払い」か「指定の銀行口座への振り込み」のどちらかでお願いします。

【指定の銀行口座】
- 振込先／北九州銀行本店営業部＿普通＿口座番号６２１２０９２
- 名　義／ＮＰＯ法人子ども未来ネットワーク北九州

（お願い）・利用料金は申し込まれた「名前または団体名」でお振込みください。
・振込手数料は、申込者の負担になります。お願いします。
・定められた期日内にお振込みください。

４　利用許可の取り消しや利用停止

次に該当する場合は、利用許可の取り消しや利用停止を命ずることがあります。その際、利用者に損害が発生しても、元気のもりはその賠償責任を負いません。また、納入された利用料金は返却しません。ご注意ください。

（１）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（２）施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

（３）市の条例に違反し、関係職員の指示に従わなかったとき。

（４）虚偽の申請や不正な行為により、利用許可を受けたとき。

（５）貸室を利用する権利を譲渡したり、転貸したりしたとき。

（６）予約後、「１申込みと手続き（３）」の規定の期限内に貸室の利用の手続きが完了していないとき。

（７）その他、貸室や元気のもりの管理上支障があると認められるとき。

５　元気のもりの免責

（１）天災、その他不測の事態が生じ、貸室が利用できなくなることがあります。その際、利用者に発生する損害について、元気のもりはその賠償責任を負いかねますのでご留意ください。なお、納入された利用料金は全額返還します。
（２）持ち込まれた備品等について盗難、紛失、破損、焼却等の損害が生じても、元気のもりはその賠償責任を負いかねますので、ご留意ください。

６　キャンセル料

わらべホールについて、元気のもりが利用申請書受理後に利用者が貸室利用をキャンセルされたときは、キャンセル料が発生します。その額は次のとおりです。

●利用日の１カ月前までにキャンセルしたとき…利用料金の５割
●利用日の１カ月以内にキャンセルしたとき……利用料金の 10 割
＊なお、貸出し時間の変更により、使わなくなった時間の利用料についても、原則としてこのキャンセル料規定が適用されます。

７　利用前の打ち合わせ

（１）利用が円滑に進むよう利用日の１週間前までには、利用する備品や持ち込み品、音響、照明、貸室利用の留意点等について、スタッフとの打ち合わせをお願いします。

（２）簡単な音響、照明は元気のもりスタッフがセッティングします。他にご希望の業者がいる場合は、あらかじめ担当スタッフにご相談ください。貸室利用時は、元気のもりスタッフが立ち合うことがあります。

８　飲食や禁止行為

（１）元気のもり内での飲酒（アルコール）や喫煙、火気利用は固く禁じます。
（２）わらべホールでの飲食は可能です。ただし、ルーム別で利用条件や留意点があるので、必ずスタッフにご相談ください。
（３）事故防止のため、定員を超えての入場はできません。
（４）施設への危険物の持ち込みや消防等設備の機能を損なう行為は固く禁じます。
（５）建物や壁・床、付帯設備への粘着テープの貼り付け、くぎ打ち等は設備の破損行為となり固く禁じます。必要な場合はスタッフにご相談ください。
（６）許可を受けずに印刷物、ポスター、チラシ等の配布、掲示はできません。スタッフにご相談ください。
（７）元気のもり利用者に向けて催事の案内を行う場合は、スタッフにご相談ください。
（８）元気のもりの閉館時は、スタッフの許可なく館内に入ることを禁止します。

９　片付けと清掃

（１）利用した備品等は元の場所に片付け、スタッフの点検を受けてください。
（２）貸室利用後、利用者は簡単に清掃を行ってください。出たごみは必ず利用者がお持ち帰りください。
（３）後日、貸室に著しい汚損等が確認された場合は、利用者に清掃に係る費用を負担していただくことがあります。また、貸し出した会場や設備、備品等を破損、紛失された場合は、修繕や購入の費用を負担していただきます。ご注意ください。

１０　搬入・搬出について

（１）機材等の搬出入は、利用申込者が責任をもち行ってください。特に、元気のもりの利用者と交わることがあるので、必要な人員を配置するなど確実な安全確保をお願いします。
（２）搬出入の時間は原則「申し込まれた利用時間内」に行ってください。申し込まれた利用時間以外は、出入りに支障があるので、スタッフにご相談ください。
（３）搬出入に使用できるエレベーターは、北九州メッセのバックヤードにある「搬入搬出専用エレベーター」です。使用には北九州輸入促進センター（キプロ）および北九州メッセに事前の届け出が必要です。また、元気のもり出入口近くのシースルーエレベーターは一般客専用であり、原則として機材等の搬出入には使えません。ご注意ください。

１１　その他

（１）貸室利用中は、責任者またはその代行者は必ず会場に常駐してください。
（２）物品の販売、宣伝ならびに金品の寄付募金をする場合は、事前にスタッフにお申し出ください。営利目的となる場合があります。ご注意ください。
（３）元気のもりでは荷物の預かりはしていません。貴重品は各自で管理してください。万一盗難などの事故が発生しても、当館は一切責任を負いません。

【連絡先等】
子育てふれあい交流プラザ“元気のもり”
℡(093)522-4150　FAX(093)522-4156